

平成20年12月3日(水)
13:30～ 庁議室

名張市行政改革推進委員会
第34回市政一新市民会議

事 項 書

1. 行政改革推進状況について

- ・ 第2次市政一新プログラム推進結果(H19年度)と効果抑制額について
- ・ 考査制度に基づく外部評価結果について
- ・ 平成21年度組織・機構の見直しについて

2. その他

- ・ 「中期財政見通し」について
- ・ 行政改革推進に関する意見提言について

～ 地域組織の見直し方針(素案) ～

地域づくり組織の見直しの方向性

名張市の地域づくり組織の課題を整理すると次の2点が浮き彫りになってきました。

名張市内には、区・自治会、地区区長会・地域づくり委員会の複数の自治組織があり、わかりにくい。

地域づくり委員会は、制度の創設から5年を経過し、地域の自立、課題解決型事業の実施、担い手の育成ができる組織に進化させる必要性が生じてきた。

こうした課題の解決にむけて、地域づくり組織の見直しを行うこととし、区又は自治会の基礎的コミュニティ（地区組織）と、地区公民館を単位とする地域づくり組織に整理し、地域の活性化と都市内分権を推進することとします。

1. 区長制度の抜本的な改革

地区代表者の選出と柔軟な運用

名張市は、昭和31年以降、今日まで区長設置を制度化してきました。

現在市内には164の区がありますが、旧市街地や村落部では、今後も区が地区の自治組織で、その代表者が区長であるという形がふさわしいという声が多いと考えられます。

一方、住宅団地等においては、住民の民意によって組織化された自治会があり、その代表である自治会長が中心となって自治をすすめている現状があります。

このように区と自治会が並存するなかで、住民の意思を代表する組織が「区」である地区もあれば、「自治会」である地区もあるという現実を踏まえ、各地区ごとの住民自治は、それぞれ地区の事情に合わせて運用することが望ましく、このことによって住民自治の継続性が担保されるということがいえます。

従って、現行の区長制度のみによることなく、それぞれの区や自治会において代表者を選出し届けていただく方式に改め、自治会を組織して

いる地区に重ねて区長を設置することを廃止します。

〔具体的な見直し案〕

基礎的コミュニティの呼称

基礎的コミュニティの呼称は、地区ごと自由に使うことができるように見直します。

(例)

現 在	自治会の有無	見直し後(代表者)
区	自治会なし	区(区長)……従来どおり
区	自治会 あり	自治会(自治会長)

区長設置規則の廃止

により、地区組織の代表者を区長に限定しないこととします。今後は地区組織としての区や自治会(区長や自治会長)と市は、協働の関係によるまちづくりを進めていくこととします。これにより区長設置規則を廃止し、新たな地区組織に関する規定を整備します。

〔具体的な見直し案〕

委嘱から届出制へ

これまでは、区長設置規則に基づき市長が区長を委嘱することにより、区長と行政との円滑な連携を図ってきましたが、住民自治を尊重し、協働の関係を今まで以上に促進するため、委嘱から代表者(区長、自治会長)届出制に改めます。

地区組織の設置目的の見直し

基礎的コミュニティとの関係、目的を次のように改めます。

【従 来】・・・「適正な市行政の運営を期するため」



【今 後】・・・「住民自治の確立と都市内分権を推進するため」

「名張市区長設置規則」は廃止しますが、基礎的コミュニティ（区、自治会）の位置付けについては「（仮称）名張市地域づくり組織の設置に関する条例」に明記します。

行政事務委託料の見直し

現行の区長行政事務委託料は廃止し、基礎的コミュニティとしての地区組織（区・自治会）への活動支援費に切り替えることとします。基礎的コミュニティの人口を算定基礎とした活動費を地域分まとめて地域づくり組織（現在の地域づくり委員会）への交付金に加算金として上乗せし交付します。

施行時期

区長制度の改革は、平成21年度から行うこととし、地区代表選出時期に間に合うよう平成20年度中に各地区への説明を行います。

2. 地域づくり組織の設置

市内14地域の地域づくり委員会は設立から5年が経過し、住民主体のまちづくり意識が高まってきました。一方、組織の位置づけが不明確である。また、地域ビジョンが策定されていないところもあるなど様々な課題も見えてきました。そこで、「名張市自治基本条例」に基づく組織としての位置づけを明確に行うとともに、地域の担い手育成や地域の自立、課題解決型事業の実施ができる地域組織に進化させることとします。

この地域づくり組織（現在の地域づくり委員会）と基礎的コミュニティ（区、自治会）を名張流まちづくりの基礎と位置づけた「（仮称）名張市地域づくり組織の設置に関する条例」を制定します。

地域づくり組織の名称

現行の地域づくり委員会をさらに充実させ、地域の課題を解決する事業や住民に身近な事務事業を住民が主体となり取り組むことができる組織に進化させるために地域づくり委員会とその地区の地区区長会とが融合する形をとることとします。

各地域の個々の名称は自由とします。

名称例： 地区ゆめづくり委員会
地区まちづくり協議会

地域づくり組織の区域

地域区分は、現行どおり地区公民館単位とし、現在の14地域とします。なお、平成23年度を目途に、名張市の中心市街地である鴻之台、希中央地域を名張地区から分離し、15番目の新しい地域自治組織とします。((仮称)新消防庁舎・名張市防災拠点施設に15番目の拠点となるコミュニティセンターを併設予定。)

名張	蔵持	梅が丘	薦原	美旗
比奈知	すずらん台	錦生	赤目	箕曲
百合が丘	国津	つつじが丘	桔梗が丘	(鴻之台・希中央)

地域づくり組織の運営

地域づくり組織は、地域のまちづくり組織として地域住民が主体的に運営します。

ただし、区や自治会の意見が活動に反映できる仕組みとして、基礎的コミュニティの代表者(区長又は自治会長)は、コミュニティ部会の一員として参画することを必須とします。なお、当該組織活動には、原則として、地域内で活動するすべての地域活動団体(区、自治会、ボランティア団体等)及びすべての住民が参加できることとします。

地域づくり組織の活動

地域づくり組織は、地域を包括的に経営する住民自治組織であり、地域課題解決型の事業実施を主たる活動とします。

地域づくり組織の活動基礎財源について

現行のゆめづくり地域交付金に加え、交付金加算額を基礎的コミュニティの活動助成に充てることにより、持続可能な地域づくり組織を運営していくものとします。

交付金の使途や市行政と地域の役割分担についても具体的に示します。

<経過措置>

平成21年7月のスタートを目標としますが、その時点で移行できない場合も既存の地域づくり委員会や基礎的コミュニティに措置が出来るよう経過措置を設けます。ただし、措置期間は1年間とします。

地域の将来像（地域ビジョン）の策定

自分たちの住むまちを将来どのようなまちにしていくのかという地域ビジョンを策定することとし、計画的にまちづくりを行うこととします。

地域づくり組織の法人化

自主自立し、持続可能な地域づくり組織とするため、役員等の責任の所在が明確で財産管理が可能となる「法人化」を支援します。

法的根拠となる条例（平成20年度に制定）

「名張市自治基本条例」第34条の規定に基づき、「（仮称）名張市地域づくり組織の設置に関する条例」を制定します。設置に関する事項は規則で定めることとします。

また、この条例のなかで基礎的コミュニティ（区・自治会）の位置づけについても明らかにします。

施行時期

新しい条例の施行は平成21年4月としますが、「地域づくり組織」は7月1日からのスタートを目標とします。なお、取組みの地域事情を勘案し、経過措置を設けるなど柔軟に対応します。

3. 行政の支援策について

市は、自主自立の地域活動を今まで以上積極的に支援することとし、特に財源確保の方策支援の強化を図ります。

市行政組織機構の整備、地域経営の支援

市の窓口「（仮称）地域経営室」が地域づくり組織の円滑な運営と地域ビジョンの策定、法人化を支援することとします。

人材育成支援

地域の担い手育成と生涯現役のまちづくりの支援策として「（仮称）地域デビュー講座」を開催し、新たな人材育成に努めます。また、市の審議会委員などの付帯職を整理し、代表者一人に集中しないよう選出を地域に委

ねたり公募方式を進めます。NPOや市民団体と地域自治組織を結びつける「人材バンク」を設立し、情報交換や連携を促進します。

自主・自立への支援

市からの交付金のほか、地域づくり組織が自ら財源を確保することにより、持続可能な組織とするため、積極的にコミュニティビジネスに取り組める仕組みの構築等を支援していきます。また、NPOや企業等の連携を促進し、多様な組織が新しい公を担う仕組みを促進します。

都市内分権の推進と未来の姿

都市内分権の推進は、区長制度の見直しや地域組織の見直しだけでは進めることはできません。

多様な人材が役割分担し、公の領域を支える「新しい公」の仕組みづくりや「生涯現役のまちづくり」の仕組みなどを取り入れながら、多くの市民が参画し持続可能な元気な名張市を創りあげていかなければなりません。

そうした市民の皆さんの活動に加え、行政が地域の実情を十分尊重した施策を展開することによって、地区及び地域の実情や特性を反映したサービスが効果的に提供されることにより、市民満足度が今まで以上に高まるものと考えます。

自主自立のまちづくりを推進するため今できるところから、まず一步踏み出すことが大切です。市民の皆様のご理解とご協力を切に願うものです。

地域が輝く名張の未来

ホップ

- ・ シチズンズチャーター（市民との約束制度）
- ・ ゆめづくり地域交付金（地域の自主・自立支援策）
- ・ 市民活動支援センター（市民活動の拠点整備）
- ・ 市民公益活動実践事業（市民活動の促進支援策）

ステップ

- ・ 区長制度の見直し
- ・ 地域づくり組織（地域づくり委員会）の進化
- ・ コミュニティビジネス等自主・自立の仕組み構築

ジャンプ

- ・ 3年から5年後には、地域ビジョンが策定され、公益法人として財源の管理もされています。
- ・ 地域課題も明確になり、コミュニティビジネスにも着手しています。

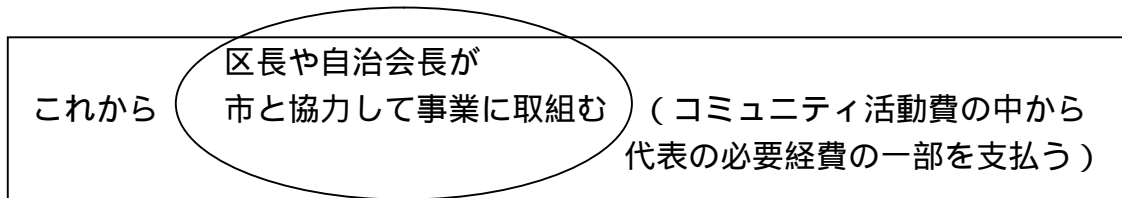
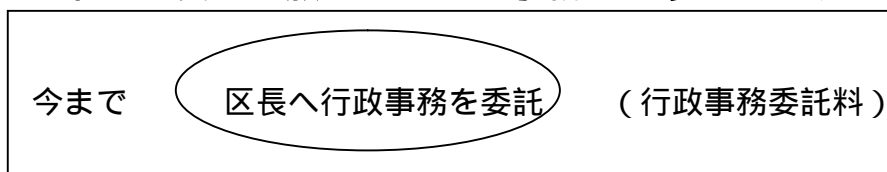
生涯現役のまち名張

～地域組織の見直し方針(素案)～

資料編

区長制度の見直し

市が区長にお願いしている事務はこうなります



「委嘱」から「届出」に変わるとこうなります

【今まで】 地区が区長を選出 届出 市から区長を委嘱
市は、地区の代表である区長に末端行政事務を担ってもらうために委嘱の形態をとっていました。その目的は「行政主導型」であり、根拠は「区長設置規則」になります。

【これから(案)】
地区が代表を選出 届出 「代表者届受理証」を送付
市長からの「受理証」により、市が代表を認めたこととなります。この中で協働のまちづくりへの意思を表すことで、市からの依頼を受けることとなります。これにより市と地区の代表とは協働のまちづくりを実施します。根拠は「名張市自治基本条例」と「(仮称)名張市地域づくり組織の設置に関する条例」におきます。その目的は「市民主権型」で住民自治の促進を図ります。

「 地区代表者届受理証」(案)

地区
長 様

平成21年 月 日付で届けのありました 地区の代表者につきましては、「名張市地域づくり組織の設置に関する条例」第5条に基づく基礎的コミュニティの代表として届出のとおり受理しましたので、ここに受理証を交付します。

つきましては、誰もがいきいきと輝いて暮らせる名張市をめざし、市とともに協働のまちづくりを行っていただきたく、お願い申し上げます。

平成21年 月 日

名張市長 亀井利克

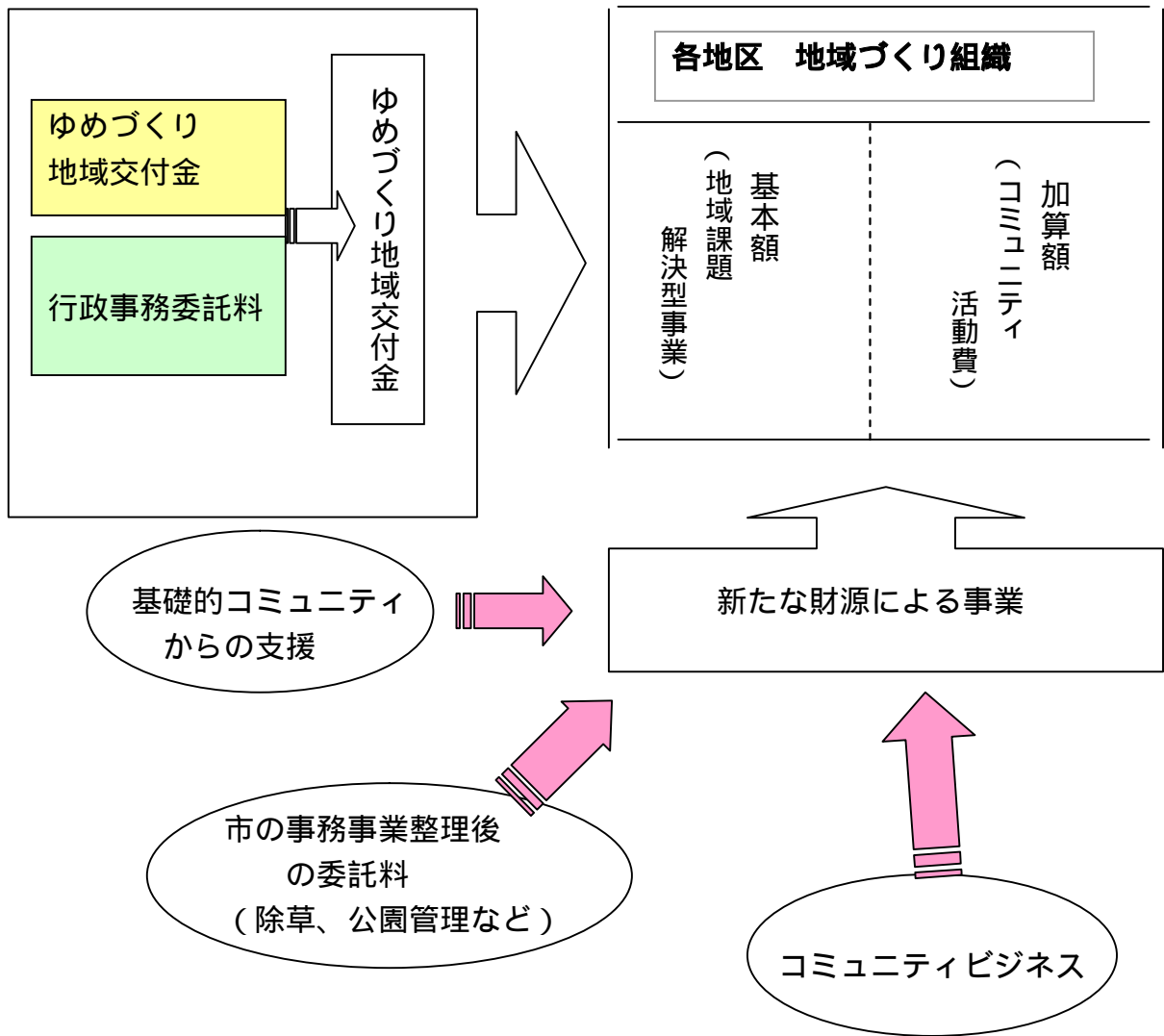
区や自治会の位置づけについては、新たに制定する「(仮称)名張市地域づくり組織の設置に関する条例」に明記します。以下がその条文案です。

(仮称)「名張市地域づくり組織の設置に関する条例」(案)のうち
(基礎的コミュニティ)

- 第 条 基礎的コミュニティの範囲は、別に規則で定める。
- 2 住民は、それぞれの基礎的コミュニティの活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
 - 3 基礎的コミュニティは、住民の自主的な参画を進めるよう努めるものとする。
 - 4 基礎的コミュニティは、その代表者を選出したときは、代表者の住所、氏名、連絡先を市長に届け出るものとする。
 - 5 市長は、前項の届出があったときは、代表者届受理証を交付する。
 - 6 市長は、届出のあった基礎的コミュニティと互いの役割と責任に基づき連携してまちづくりを行うものとする。

平成21年度からの

新しい地域自治組織（地域づくり組織）への財源の流れ



* 交付金については、用途基準を設けます。

* 地域づくり組織が未整備の地域には、経過措置を設けます。

これからの「地域づくり組織」への交付金積算と今までの比較表

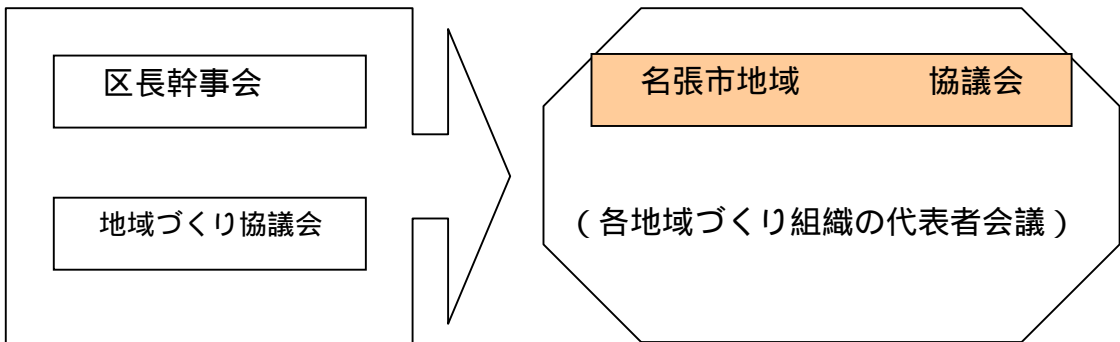
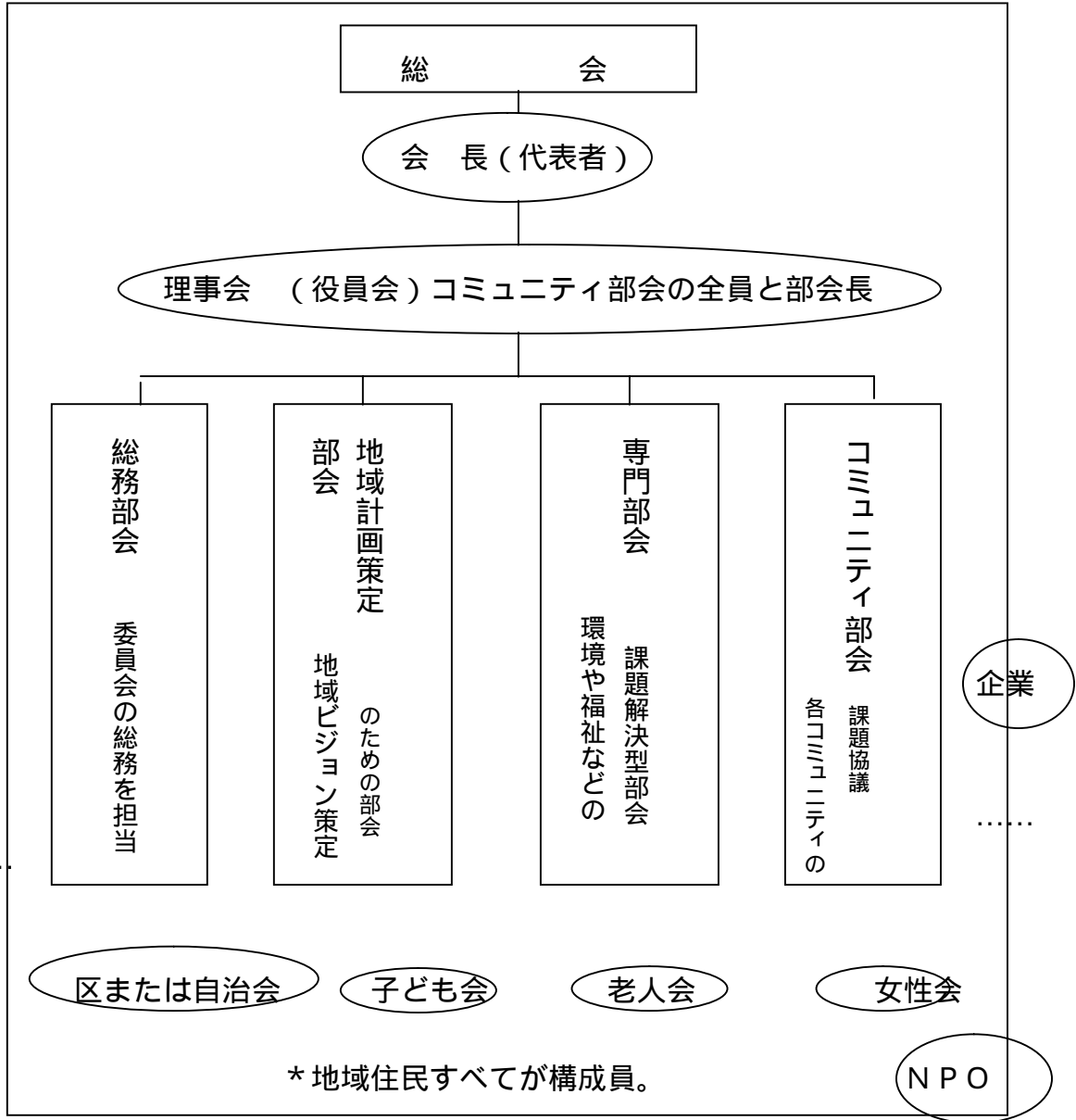
平成20年度		平成21年度	
交付金	基本額 (均等割・人口割・地域加算) 50,000,000 円 均等割・人口割 49,000,000 地域加算 1,000,000	交付金	基本額 (均等割・人口割・地域加算) 46,000,000 円 均等割・人口割 45,000,000 地域加算 1,000,000
	区長行政事務委託料		加算額(コミュニティ活動費)
区長行政事務委託料	区長幹事委託料 2,000,000 円 地区区長会運営委託料 7,459,000 円 地区行政事務委託料 37,006,000 円		(ア) 地区代表者協力事務費 @72,000 円 × 164 人 = 11,808,000 円 (イ) 地区活動費 @25,000 円 × 164 区 = 4,100,000 円 @300 円 × 人口(83,000 人) = 24,900,000 円
計	96,465,000 円	計	86,808,000 円

平成21年度からは と を合計し、地域づくり組織に交付する予定です。

交付金につきましては市の財政状況により、
平成21年度から23年度まで毎年1000万円ずつ減額する予定です。

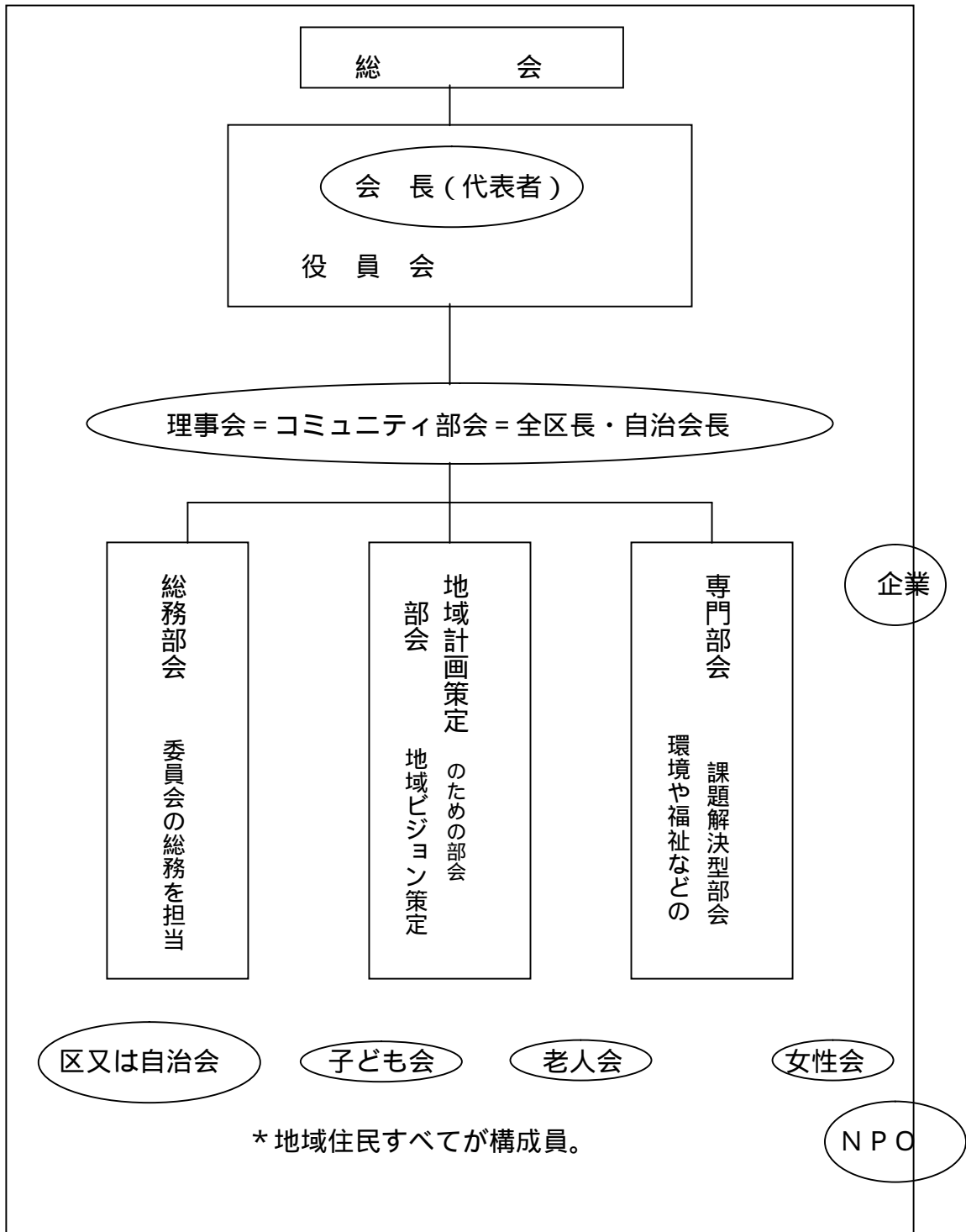
平成21年度からの地域づくり組織のイメージ図（例1）

（例） 地区 委員会



平成21年度からの地域づくり組織のイメージ図（例2）

（例） 地区 委員会



具体的な実施スケジュール

平成20年3月	「今後の都市内分権のあり方について」 政策アドバイザーからの最終報告
平成20年6月 ～8月	市の方針（案）のまとめ 庁内合意
平成20年8月 ～10月	区長幹事会や地域づくり協議会、 検討会議との協議、説明会
平成20年11月～	14地区説明会 住民説明会 議会への説明
平成20年12月～	パブリックコメント
平成21年1月	区長幹事会、地域づくり協議会への最終報告
平成21年2月	教育民生委員会・全員協議会への報告
平成21年3月	関係条例（案）の議会への提案
平成21年4月～	基礎的コミュニティの代表届出スタート
平成21年7月～	地域づくり組織（地域づくり委員会の進化版） での運営スタート

名張市地域づくり組織の設置に関する条例の要旨

< 目的 > 名張市自治基本条例第34条の規定に基づき、一定のまとまりのある地域において「地域づくり組織」を設置

< 趣旨 > まちづくり、都市内分権の推進

< 理念 > 住民主体のまちづくり、生涯現役のまちづくり

基礎的コミュニティ（区や自治会）の位置づけ

地域づくり組織の位置づけ

包括的自治組織（公共的団体）と位置づけ、地区区長会、自治会や現地域づくり委員会との融合、一本化を目指すものとする。

地域づくり組織の事業

- ・ 自主防犯・防災の推進に関すること
- ・ 人権・健康・福祉増進に関すること
- ・ 環境保全及び美化活動に関すること
- ・ 子どもの健全育成に関すること
- ・ コミュニティビジネス等、地域経営に関すること
- ・ その他、地域課題解決及び地域振興に関すること

交付金の交付

事業実施を行う組織に交付金を交付する。

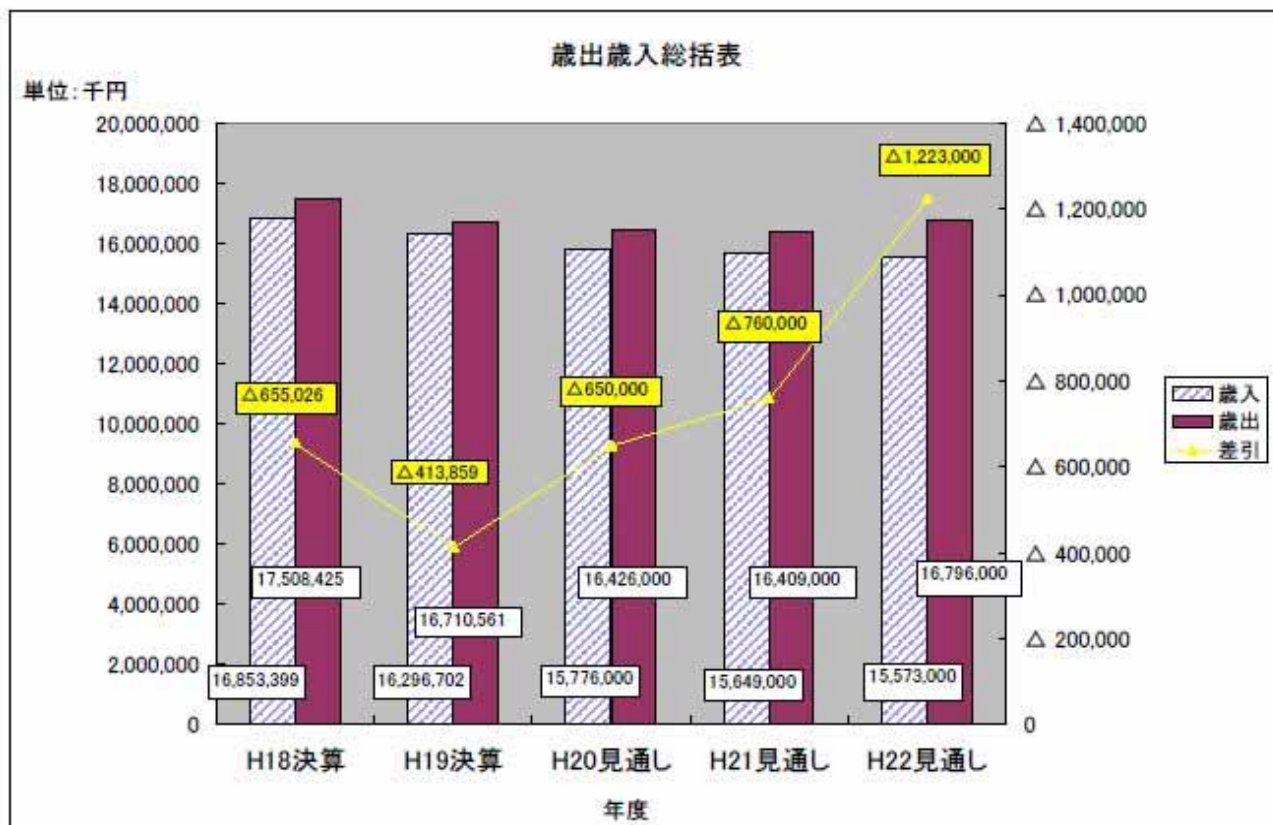
運営

民主的な運営を基本とし、意思決定は総会をはじめ透明かつ合理的な仕組みで運用することとする。

審査委員会（進行管理組織）の設置

上記の条例を制定することにより、現行の「ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」は廃止します。

【資料1】名張市の歳入歳出総括表



資料2 名張市自治基本条例（平成17年6月27日条例第13号）抜粋

（前文）

わたしたちのまちの自治は、主権者である市民が自らの責任に基づいて決定し、主体的に行動することにより進めなければなりません。また、自治体としての名張市には、市民の信託にこたえ、現在及び将来の市民が安心して暮らすことのできる、豊かな地域社会を市民と協働して実現していく責務があります。

このためには、自治の主体である市民、市議会及び市の果たすべき役割や責務、市政運営の原則など、自治体としての基本的な枠組みを明らかにするとともに、市政への市民参画や協働の仕組みを定めておくことが必要です。

名張市は、万葉ゆかりの歴史と文化、赤目四十八滝や香落溪など水と緑の自然環境に恵まれたまちです。これらの財産を守り育て、次代に引き継ぐとともに、名張らしさを生かした個性的で持続可能なまちを創造する取組を進めていかなければなりません。また、市内は古いまち並みや農村集落、新しい市街地が分散するなど、それぞれ特徴ある地域で構成されており、こうした各地域の特性を生かした個性ある地域づくりを市民が主役となって行っていくことも大切です。

わたしたちは、自己決定と自己責任のもと参画し、協働することを基本に、英知と力を結集することで、魅力的で誇りの持てる「自治のまち」を実現することをめざし、ここに名張市自治基本条例を策定します。

第1節 コミュニティと市民公益活動

（コミュニティ活動）

第33条 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。

2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。

（地域づくり）

第34条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。

2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行うものとする。

3 市は、地域づくりの活動に対して必要な支援を行うことができる。

4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

5 市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。

市が区長にお願いしている事務

	業務名	内 容	担当室	19年度件数
1	農用地の編入等の同意	農業振興地域の整備に関する法律における農用地の編入・除外に係る同意	農林振興室	0
2	排水放流先に対する事前協議	浄化槽設置に伴う排水放流先に対する事前協議	上下水道経営総務室	0
3	子どもを守る家	「子どもを守る家」協力者の確認	生涯学習室	0
4	調整設定等に係る意見集約・調整	町名設定、変更等に係る地元意見の集約及び調整	総務部総務室	0
5	農用区域の除外等の取りまとめ	農業振興地域の整備に関する法律における農用区域除外・編入等取りまとめ	農林振興室	0
6	青少年推進委員	青少年育成推進委員の推薦	生涯学習室	0
7	統計調査員の推薦	国勢調査調査員、住宅・土地統計調査員、農業センサス調査員、住宅・土地統計調査員の推薦	情報政策室	0
8	環境委員	名張市環境委員の推薦	環境対策室	1
9	生活安全推進委員	名張市生活安全推進委員の推薦	危機管理室	1
10	民生委員	名張市民生委員の推薦	健康福祉政策室	1
11	健康づくり保健委員	健康づくり保健委員の推薦	健康支援室(保健センター)	1
12	体育指導委員	体育指導委員の推薦	スポーツ振興室	1
13	地域防災無線管理	名張市地域防災無線管理	危機管理室	1
14	敬老会開催状況取りまとめ	各地区敬老会開催状況の取りまとめ	高齢・障害支援室	1
15	農業委員会選挙	農業委員選挙人名簿登録申請書の依頼及び回収	選挙管理委員会 農業委員会	1
16	地積調査委員の推薦	地積調査推進委員の推薦	産業政策室	1
17	地積調査に係る立会い	対象地区に係る大字界・字界、里道・水路の立会い	産業政策室	1
18	共同募金運動	赤い羽根共同募金や歳末助け合い募金の個別募金への協力	社会福祉協議会	1
19	社協会費	社会福祉協議会の会費について個別協力	社会福祉協議会	1
20	投票所の変更等	投票所の変更等、文書の配布	選挙管理委員会	2
21	選挙管理者等の推薦	投票管理者、投票立会人の推薦	選挙管理委員会	2
35	消防施設新設等の取りまとめ	消防施設(防火水槽・消防ポンプ庫等)の新設、改修等に係る地元取りまとめ	消防総務室	2
22	井溝の用途廃止等の同意	井溝の用途廃止、加工及び機能交換に伴う同意、承諾	農林振興室	3
23	排水同意意見取りまとめ等	建設部所管施設の排水同意意見集約及び取りまとめ	維持管理室	3
24	里道・水路の用途廃止等の同意	里道・水路の用途廃止、加工及び機能交換に伴う同意、承諾	維持管理室 上下水道工務室	5
25	用途変更等申請に係る協議	都市計画法41条、42条ただし書きによる制限及び用途変更申請に係る協議	建築開発室	5
26	災害時等の対応	災害時や危機発生時の情報収集及び情報伝達	産業部 建設部	11
27	移動図書館の駐車場利用等の同意	移動図書館車の駐車場の確保及び利用に関する同意	図書館	18
28	中高層住宅等建築に係る協議	中高層及び集合住宅建築に係る協議	建築開発室	20
29	指導要綱に係る協議	名張市住宅地造成事業等に関する指導要綱に係る協議	建築開発室	20
30	境界明示立会い	農林道、井溝敷の境界明示に伴う立会い依頼	農林振興室	30
31	工事説明会等の実施	事業実施及び工事説明会開催の周知並びに調整	農林振興室 維持管理室	35
32	通行止め等の周知	工事用道路の際の通行止め、危険防止等の周知	維持管理室 上下水道工務室	36
33	工事施工に係る調整・案内	交通障害等工事施工に係る調整・案内	上下水道工務室 道路河川室	61
34	農地転用許可等の同意	農地転用許可及び届出に関する同意	農業委員会	90

「新しい公」の基本方針（素案）

- 「新しい公」の推進に向けた取組みについて -



なばりのナッキー

2008年 月

名張市

目 次

はじめに	2
1 「新しい公」とは	3
(1) 「新しい公」とは(多様な主体が支えあう社会)	
(2) 多様な主体とその活動の特徴	
(3) 「新しい公」が目指すもの	
(4) 「新しい公」の領域	
(5) 「新しい公」がさらに進むと	
2 「新しい公」の展開に向けた課題	7
(1) 市民の課題	
(2) 地域組織の課題	
(3) 市民活動団体の課題	
(4) 事業者の課題	
(5) 市の課題	
3 補完性の原則によるまちづくり	8
(1) 市民ができること	
(2) 地域組織ができること	
(3) 市民活動団体ができること	
(4) 事業者に求められること	
(5) 市が行うこと	
(6) 補完性の原則によるまちづくりのイメージ	
4 「新しい公」の推進に関する施策の方向	11
(1) 「新しい公」のしくみづくり	
(2) 「新しい公」の環境整備	
(3) さまざまな主体間のコーディネート	
(4) 情報収集および提供	
(5) 「新しい公」を推進する人材の養成	
(6) よりふさわしい主体での事務事業の実施	
5 「新しい公」を継続させるための経済的戦略	12
6 今後に向けた取組み	13
7 資料	14
(1) さまざまな分野での「新しい公」のかたち	
(2) 「新しい公」を進めるための当面の取組み	

はじめに

右肩上がりの経済成長期における物質的な豊かさから、今日は精神的な豊かさによる充実感を求めるなど、市民ニーズの多様化が進んでいます。一方、縮小基調が想定される社会経済状況の下では、人口増加、税収増加と共に拡大してきた行政サービスをそのまま維持していくことが難しくなっています。

このような中、名張市では、古くから地域住民の結びつきが強く、「寄り合い(よりあい)」という形により地域課題を自ら話し合い、自ら解決するための活動が活発に行われていました。住宅地においては、自治会や公民館活動などが活発化し、相互扶助活動として力を発揮しています。また、住民自治をさらに活発化していくため、市では条例などの環境整備や各種施策を積極的に実施してきました。

このような地域課題の解決に向けた取組みをさらに進めることが、市民一人ひとりの人生が充実し「共に助け合い、潤いと豊かさを実感できる生涯現役の社会」の構築につながります。そのため、名張市の宝であり地域資源でもある人材(団塊の世代など豊富な人材)を生かしながら、さらなる市民活動の推進に努め、本市に最も適した「市民との協働によるまちづくり」の形が求められています。

今回「新しい公」の基本方針を策定し、「市民との協働のあり方」や「役割分担についての基本的な考え方」を整理し、基本方針にその推進の方向性を示すことにより、持続可能な市民主権のまちづくりを推進します。

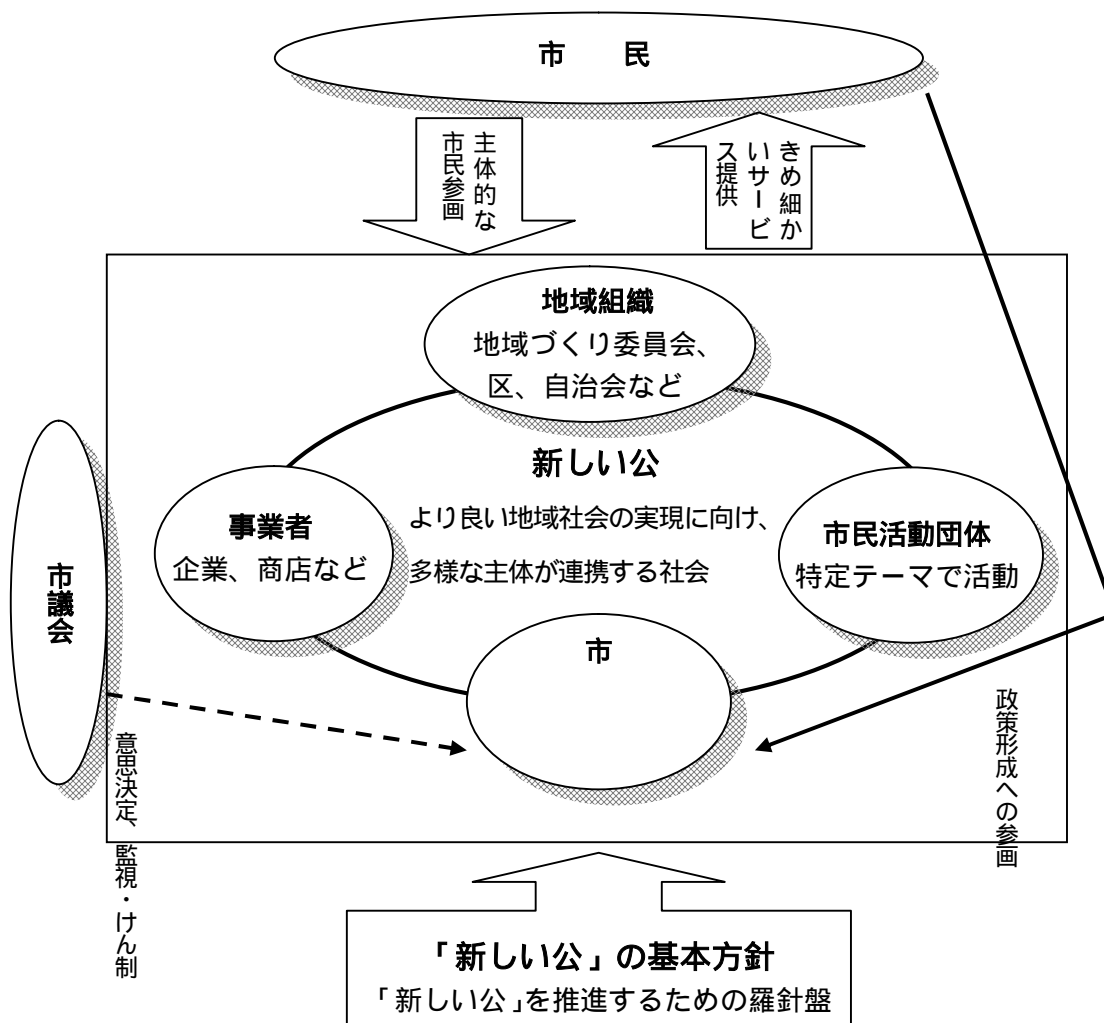
1. 「新しい公」とは

(1) 「新しい公」とは(多様な主体が支えあう社会)

平成 16 年 3 月策定の市総合計画「理想郷プラン」では、「人権尊重を原点に、自立と支えあいにつくる福祉の理想郷」をまちづくりの基本理念とし、地域組織、市民活動団体、事業者、市など多様な主体が、お互いの役割と責任を自覚しながら対等な関係のもとに、参画と連携によりみんなで支えあう社会の形成に向けた活動を「新しい公」としています。

市では、この基本理念に沿って「名張市市民公益活動促進条例」の制定や「ゆめづくり地域予算制度」の創設、市民活動支援センターの開設など、住民自治を確立させるための新しいしくみづくりを行ってきました。これにより、区や自治会、まちづくり委員会などの地域組織や市民活動団体などが中心となり「誰もが安全で安心して暮らせる社会」を目指し、環境、教育、福祉、防犯・防災などの分野で自主的、自発的に「公」を担う活動が活発化しています。

「新しい公」が担う社会のイメージ



(2) 多様な主体とその活動の特徴

「新しい公」を支える多様な主体について、その主体ごとの活動の特徴と具体例をまとめると以下のように整理することができます。

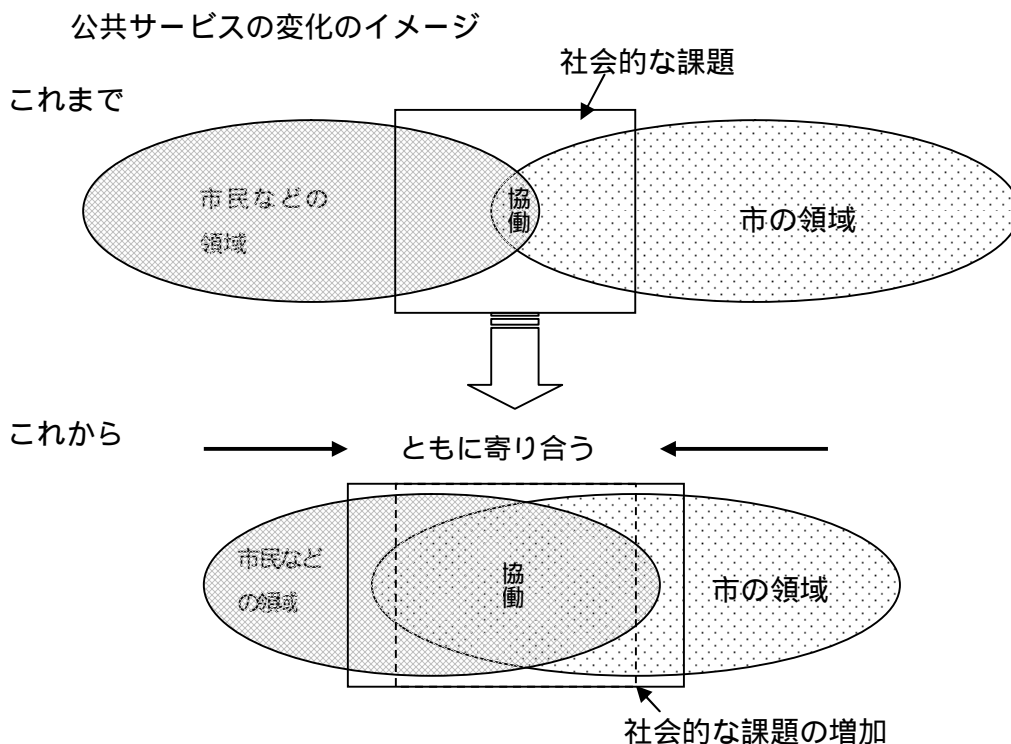
主体区分	活動の特徴	主体の具体例
市民	「市民は主権者」であるのと同時に、個人や多様な主体の構成員として、「新しい公」の担い手となります。	公益活動への参加・参画、お互いを認め合う意識
市（行政）	市民ニーズや時代の変化に即応したルールづくり、法規や制度に基づいた施策を実施します（公平性、公正性）。	基本方針では、地方自治体としての市を意味します。
地域組織	地域のニーズや課題に基づき活動します。この活動は、一部地域のみでの活動だけでなく、他地域との共通のニーズや課題に繋がりに取り組みが広がる可能性があります。	地域づくり委員会、区や自治会。 子ども会、老人会など地域のつながりを基盤とする組織も含まれます。
市民活動団体	地域範囲にとらわれず、目的やテーマ、社会のニーズ、課題に基づき活動します。近年は、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする公益的な市民活動団体が増加しています。	サークル、互助会、NPO法人、法人格はないが特定のテーマや目的を持ち活動する団体、ボランティア団体など
事業者	地域社会の一員としての役割と、社会における事業者の信頼性の確保を前提に活動します。	事業者に求められる社会責任や地域社会に貢献できる活動

(3)「新しい公」が目指すもの

縮小基調が想定される社会経済状況の下では、人口増加、税収増加と共に拡大してきた行政サービスをそのまま維持していくことが難しくなっています。

一方で、少子高齢社会の到来により、公共サービスの需要はさらに増していくことが予想されています。

この新しい時代を乗り切るためには、市民・地域組織・市民活動団体・事業者などが、市とともに地域社会を支える主体となり、公共サービスの受益者であると同時に担い手でもあるという意識を持ち、ともに支えあう地域社会づくりを目指していく必要があります。

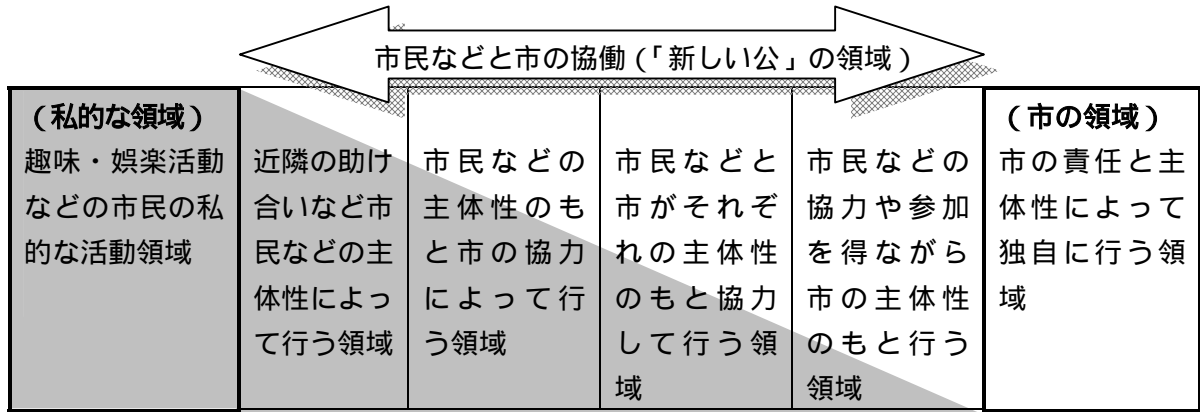


解説：社会的な課題は増加していくことが予想されます。そこで、市民などと市がともに寄り合い「協働の領域」を増やすことにより、社会的な課題の増加に対応すると共に、行政だけでは提供することが困難な難しいきめ細やかなサービスの提供が可能となります。

(4) 「新しい公」の領域

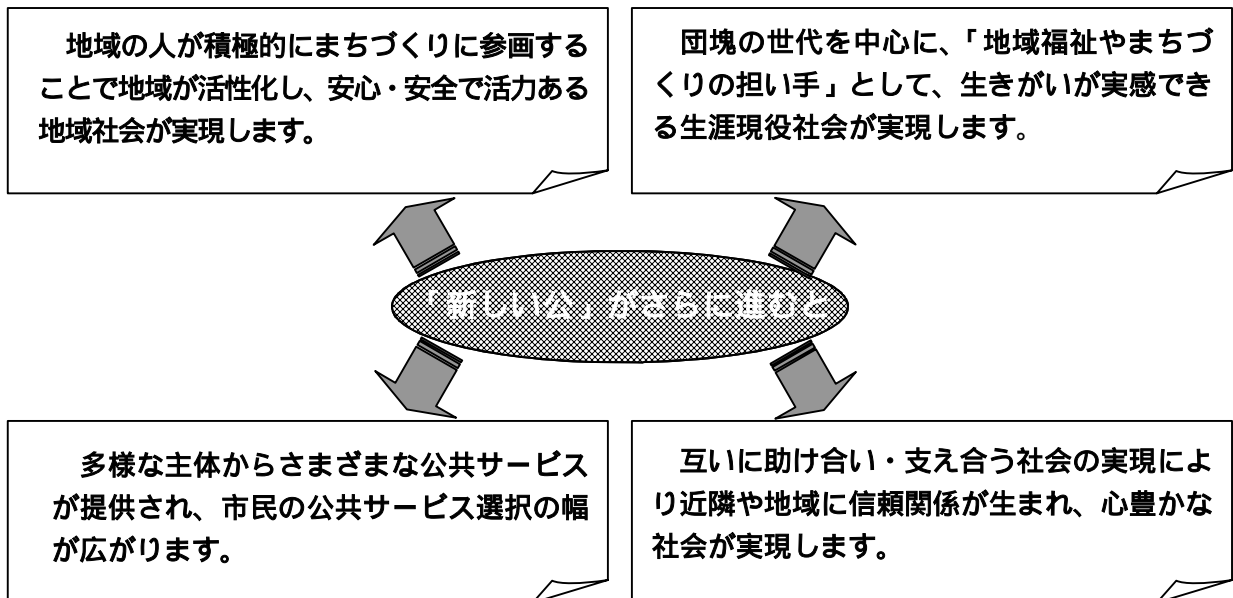
「新しい公」では、趣味・娯楽活動など市民の私的な活動領域と、許認可など公権力を伴う領域以外は、市のみが担うものではなく、多様な主体との協働により担っていく「新しい公」の領域としています。

「新しい公」の領域には、市民などが主体的に取り組み、市が協力するものから、市主体で市民などが協力するものまで、さまざまな形態が考えられます。そのため、個別の事業や施策ごとに、ふさわしい協働の形態を決め役割分担を明確にしていきます。



(5) 「新しい公」がさらに進むと

「新しい公」が実現すると、公共サービスの質や量が向上するだけでなく、生きがいやよりよい地域づくりにつながります。



2. 「新しい公」の展開に向けた課題

多様な主体が各々の特長を生かし役割を分担しながら活動していくためには、互いに平等で対等な関係づくりが求められます。そのため、透明性、公開性、相互の信頼関係を確保し、お互いを守るべきルールや考え方を共有しながら連携を進めていくことが必要です。

(1) 市民の課題

名張市自治基本条例では、「市民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとし、参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない」としています。このため、今までの「行政依存型」の社会から、住民同士のつながりを背景にした「相互扶助型」の社会へ回帰しようとする流れの中で、市民の意識改革をさらに進めていく必要があります。

(2) 地域組織の課題

市では、平成15年度から、まちづくりを市民が「自ら考え、自ら行う」ため、ゆめづくり地域予算制度を導入しました。これにより、各地域で特徴のある活動が行われ、地域課題解決に向けた取り組みも始まっています。この取り組みをさらに進め、地域組織が、優先すべき地域課題に対し、地域予算をより効果的に活用し事業を展開することが求められます。

また、市内の地域組織には、区や自治会、地区区長会、地域づくり委員会などがあり、それぞれの役割分担が明確になっていないことや、組織が複雑化しているため地域の意思決定などに時間がかかることなどの課題が生じています。

(3) 市民活動団体の課題

市内には、趣味や娯楽活動などの市民活動団体が多数活動しています。また、この中には、公益的な事業に関心を持ち、市民公益活動実践事業などを活用し、「新しい公」の担い手として活躍する団体も増えてきています。今後、このような市民活動団体をさらに増やしていくことが必要となります。

一方で、市民活動団体独自で公共サービスを提供するには、限界があります。そこで、他の市民活動団体や地域組織との連携が今後の課題となっています。また、市内には、市民活動団体をサポートする組織（中間支援組織）が存在しておらず、活動拠点となる市民活動支援センターの整備とともに中間支援組織によるサポート体制の整備を進めていく必要があります。

(4) 事業者の課題

近年、社会貢献活動を行う事業者が増えてきているものの、全国一律の社会貢献活動を行うものが多く、それぞれの地域に合わせた活動を行っている事業者はまだ少ないのが現状です。そのため、地域の一員として、地域組織や市民活動団体などとの連携が課題となっています。

(5) 市の課題

市は、右肩上がりの経済成長の中で、公共サービスの範囲を拡大し、本来、住民相互の助け合いで行われるべき「公」の範囲についても公共サービスを提供してきました。

しかし、今後、高齢社会の到来により、多様化していく市民ニーズに市のみで対応していくことが難しくなっています。

そこで、多様な主体から公共サービスが提供される社会を目指し、市とともに公共サービスを提供することができる地域組織や市民活動団体などの活動を活性化させるための施策を行っていく必要があります。

3. 補完性の原則によるまちづくり

「新しい公」では、地域課題について、「市民自らが、地域や市民活動団体などとの協力により解決を図る」ことを基本としています。しかし、地域だけで解決できない課題は、市との協働により取組む。それでも解決できない課題は、市や県、国など行政が取組む」という「補完性の原則」がまちづくりの基本となります。

(1) 市民ができること

市民一人ひとりが、「公共サービスの受け手」であるとともに、「公共サービスの担い手」であるという意識のもと、「お互いを認め合い、支えあう、心の豊かさ」を持ち、市民活動などへ積極的に参画していくことが必要です。

市民活動への積極的な参加

安全・安心なまちづくりや、地域の活性化には、市民自らが地域組織や市民活動団体などへの積極的な参加や連携により、自主的・自発的に活動を行っていくことが必要です。

市の政策への参画

「新しい公」では、市民が主体となり地域組織・市民活動団体・市などとともに「考え、つくり、行動」する協働によるまちづくりが求められています。

そのため、市施策の実施段階だけではなく、市の政策過程への積極的な市民参画が必要です。

互いを認め合う社会の実現

「新しい公」では、市民一人ひとりが互いを思いやり、互いに助け合える社会の実現を目指しています。そこで、市民一人ひとりが、できる範囲で近隣同士の助け合いや地域のまちづくりに参加することが求められます。

(2) 地域組織ができること

市内各地域では、「共助のまちづくり」の担い手として、環境、教育、福祉、防犯・防災などの分野で、ゆめづくり地域予算制度をもとに地域の特徴を生かした地域課題に対する取組みが進められています。これらをさらに活発化することで市民主権（自己決定・自己責任）のまちづくりが実現されます。

都市内分権の推進

市民がいつまでも働き、学び、暮らし続けていける持続可能な地域づくりを進めていくには、地域組織自らが、これまでの行政押しつけ型の自治運営から、市民主権を基本とする地域組織型の自治運営に移行していくことが必要です。

地域組織の役割の認識

市民主権のまちづくりを進める中で、どの範囲まで地域が責任を持って担うことができるのかを市との対話の中で、互いに認識することが必要です。

地域課題解決に向けての取組み

地域課題によっては、市が行うより地域が直接、課題解決の取組みを行ったほうが、より迅速・効果的に処理できるものがあります。これらの地域課題に対し、地域組織が必要な権限や原資を持ち、解決に向けて取組みを進めることが必要です。

(3) 市民活動団体ができること

市民活動団体の持つ、先駆性、機動性、独創性、柔軟性などの特徴を生かしながら、活動領域を広げていくことが期待されています。

また、市民が市民活動団体から安心して公共サービスを受け続けるためには、市民活動団体の安定性や継続性が求められます。

活動内容の公開

市民活動団体が公共サービスの担い手として、市民から信頼を得るためには、その目的や活動内容などの情報を積極的に公開し、広く理解を求める必要があります。

公共サービスの担い手への変革

市内には、趣味やサークルなどの市民活動団体が多く存在します。これらの市民活動団体が、その特徴や経験を生かすことにより、公共サービスの担い手として活躍していきける可能性が十分考えられます。

他の主体との連携

市民に、より多様で豊富な公共サービスを柔軟に提供していくためには、市民活動団体独自の活動だけでは限界があります。そこで、他の市民活動団体や、地域組織、事業者、市などとの連携が必要です。

そのため、市民活動支援センターで行っている市民活動団体のコーディネートを、より市民の立場に立って行うことができる民間の中間支援組織の育成が必要です。

(4) 事業者に求められること

事務事業活動を通じて、社会の発展に寄与する社会的責任のほかに、地域組織や市民活動団体などとの協働や従業員の社会貢献活動の奨励、災害時における資機材や救援物資の提供など、地域の一員としての社会貢献が求められます。

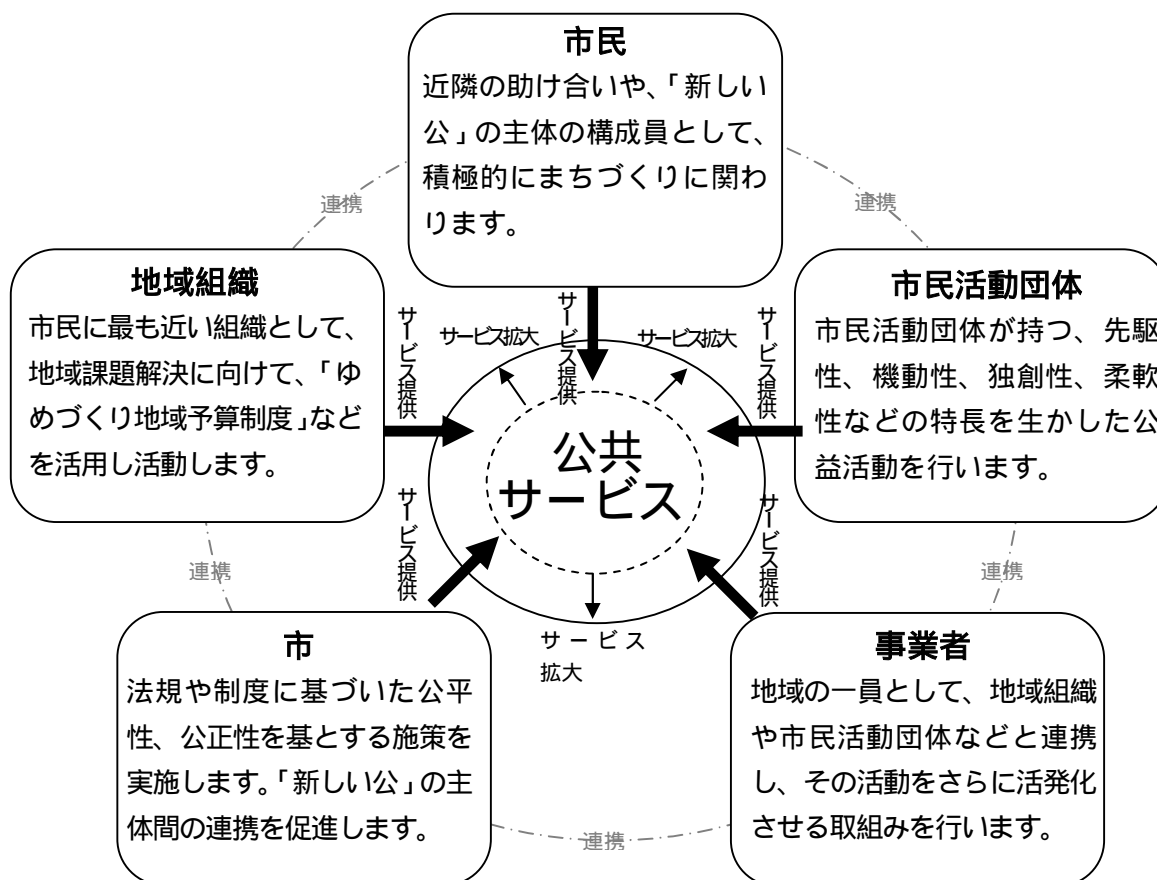
(5) 市が行うこと

地域組織や市民活動団体などを市政運営の最大のパートナーと位置づけ、協働による市政運営へと転換を図ります。

そのため、積極的に都市内分権を推進し、地域組織や市民活動団体などの活動を活発化させるため、「まちづくりに必要な権限や財源」などを移譲するとともに、地域組織や市民活動団体などの活動をサポートするための施策を推進していきます。

(6) 補完性の原則によるまちづくりのイメージ

「新しい公」のそれぞれの主体が、互いの役割や責任を自覚し、互いに連携し、それぞれの取り組みを進めることで、市全体の公共サービスの量が増加していきます。



防災や環境など具体的な分野での協働の例を資料 (P.15～16) に示しています。

4. 「新しい公」の推進に関する施策の方向

「新しい公」を推進するための基本的な市の施策の方向性を、次のとおり定めます。

(1) 「新しい公」のしくみづくり

「新しい公」を推進するため、それぞれの主体との協働を推進し、市民活動をより活発化させるため、「新しい公」の進捗状況などについて評価するための市のしくみづくりを行うとともに、協働事業に対する全庁的な市の評価基準を定め、改善・見直しを図るしくみづくりを行います。

また、地域組織の活動をより活発化させるため、地域組織活動の根拠条例を整備すると共に「ゆめづくり交付金制度」をより地域課題に活用できるようしくみづくりを行います。さらに、市民活動団体に対しても、市民公益活動実践事業の見直しや、公共施設などの利用を促進することで、市民活動を促進するためのしくみづくりを行います。

- ・ 考査制度による「新しい公」の評価
- ・ (仮称) 地域づくり組織の設置に関する条例
- ・ 市民公益活動の促進
- ・ 公共施設などの利用促進 など

(2) 「新しい公」の環境整備

市の縦割り組織を横断的に調整する機能や、地域組織などとの協働事業への取り組みや調整を進めるため都市内分権に対応した市の組織づくりを行います。

また、地域課題に対する地域組織の取り組みを推進するため、区や自治会、地区区長会、地域づくり委員会など複雑化している地域組織を見直します。さらに、市民活動の拠点となる市民活動支援センターの機能を充実させるとともに、(仮称)市民情報交流センターの管理運営の民営化を行うなど、市民活動を促進するための環境を整備します。

- ・ 都市内分権に対応した組織づくり
- ・ 市民活動保険の充実
- ・ 地域組織の見直し
- ・ 市民活動支援センターの機能充実 など

(3) さまざまな主体間のコーディネート

「新しい公」の主体となる地域組織や市民活動団体などの活動をさらに活発にするには、事業者や市などを含め、それぞれの主体が対等な関係のもとで協働を進めることが不可欠です。

そこで、市民と地域組織、市民活動団体、事業者、市などとの協働をコーディネートすることができる中間支援組織の育成に努めます。また、地域組織や市民活動団体などとの意見交換会や交流会を開催することで、さまざまな主体間の連携を促進します。

- ・関係機関の連携強化
- ・中間支援組織の育成支援
- ・市民活動団体などとの意見交換会や交流会の開催 など

(4) 情報の収集および提供

「新しい公」を進めるためには、今までのように市が「情報を一方的に公開、提供」する形から、地域組織や市民活動団体などとともに「考え、つくり、行動」するための情報を共有（対話）する形への変革が必要になります。

そこで、インターネットなどを活用した情報システムの整備を行い、先進事例や、国や県などの支援情報など市民活動を活発化させるための効果的な情報収集・情報提供の機能を充実させます。

また、市民活動への意欲を高めるため、広報紙などで、地域組織や市民活動団体の活動の積極的な情報発信に努めます。

- ・一元的な情報の収集・発信を行うしくみづくり
- ・国や県、事業者の支援事業の情報提供
- ・地域組織や市民活動団体などの活動紹介 など

(5) 「新しい公」を推進する人材の養成

「新しい公」を進めるため、市民などと市の協働の意識づくりなどの研修を行うとともに、さまざまな主体間の協働をコーディネートできる人材を養成します。

また、今まで市民活動に参加したことがない団塊の世代や次代を担う子どもたちが、社会参加の楽しさや重要性を身近に体験できるよう、団塊の世代を対象とした市主催の講座や、中学生の職場体験などを通じて、市民活動への参加を促進します。さらに、事業者に対しても市民活動への理解を広め、産業施策やまちづくりへの参画、災害時などの物資や人材などの提供を求めています。

- ・ 人材養成講座の実施
- ・ 生涯現役意識の醸成
- ・ 児童・生徒の市民活動への参加
- ・ 事業者の産業施策やまちづくりへの参画 など

(6) よりふさわしい主体での公共サービスの実施

市民活動団体などの活動が活発化してきたことなどにより、今まで市が行ってきた事務事業の中で、地域組織や市民活動団体で取組んだほうが、より効果的、効率的に行える事業があります。

そこで、地域組織や市民活動団体などが行える事業と、引き続き市が行うべき事業との仕分けを行うためのしくみづくりを行い、公共サービスの向上に努めます。

また、地域組織や市民活動団体などからの提案を受けて、市の事務事業などを地域組織や市民活動団体へ委託するしくみづくりを行います。

- ・ 考査制度による市の事務事業の見直し
- ・ 協働の視点による事務事業の仕分け
- ・ 提案型事務事業仕分けのしくみづくり など

5 . 「新しい公」を継続させるための経済的戦略

地域組織や市民活動団体など多様な主体が公共サービスを担っていくためには、団体や参加者のボランティア意識のみに頼った活動では限界があります。

そのため、公共サービスの受益者から適切な費用負担を求めるなど、安定的・継続的に公共サービスが提供されるよう、地域組織や市民活動団体などのコミュニティビジネスを推進するとともに、より効果的にコミュニティビジネスを行えるよう団体の法人化を支援します。また、市内事業者に対して、市民活動への参加や支援を求めています。

- ・ コミュニティビジネスの先進事例の研究と推進
- ・ 市事務事業の委託
- ・ 地域づくり組織などの法人化の促進
- ・ チャレンジショップなど事業化の推進 など

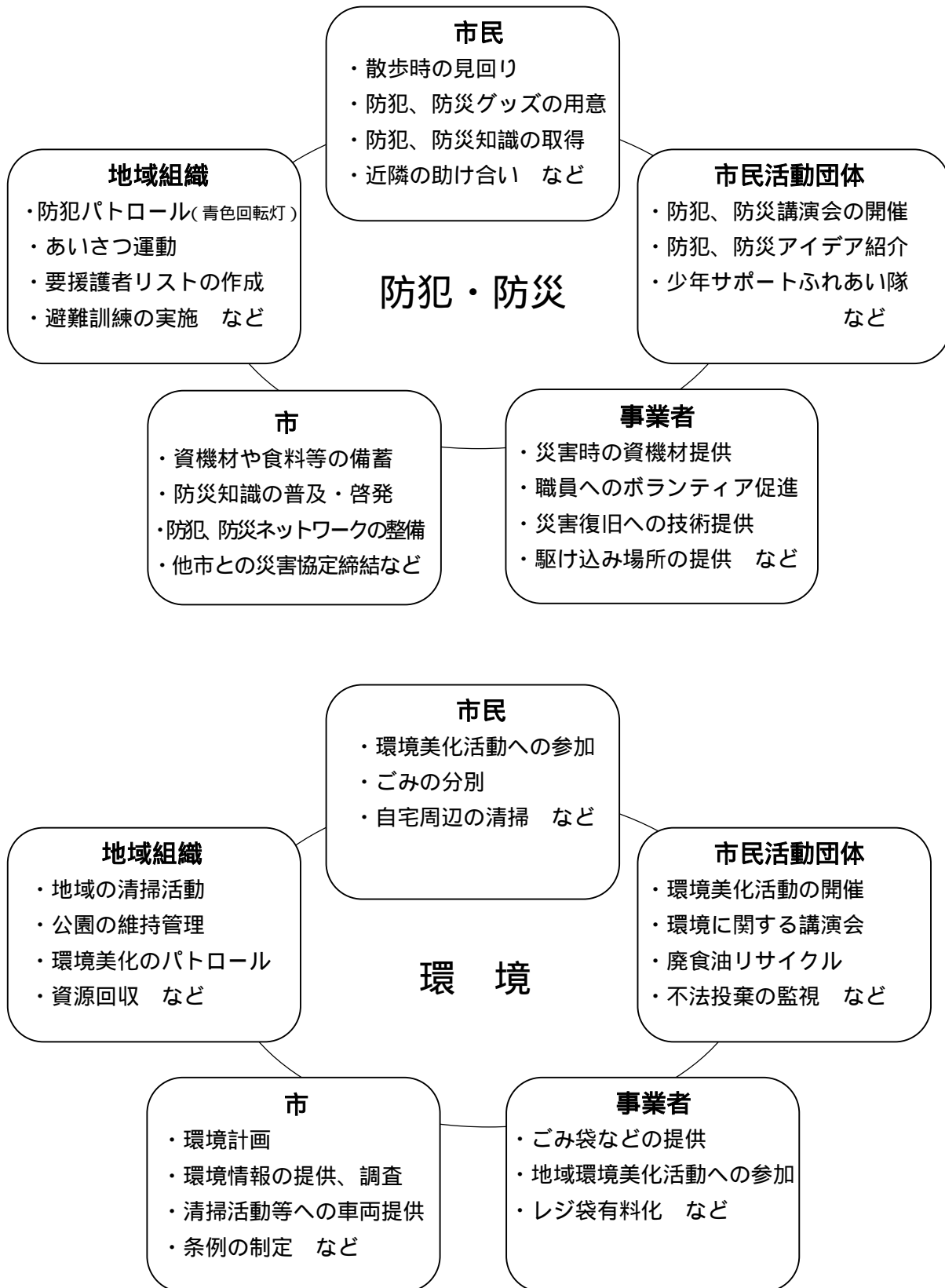
6 . 今後に向けた取組み

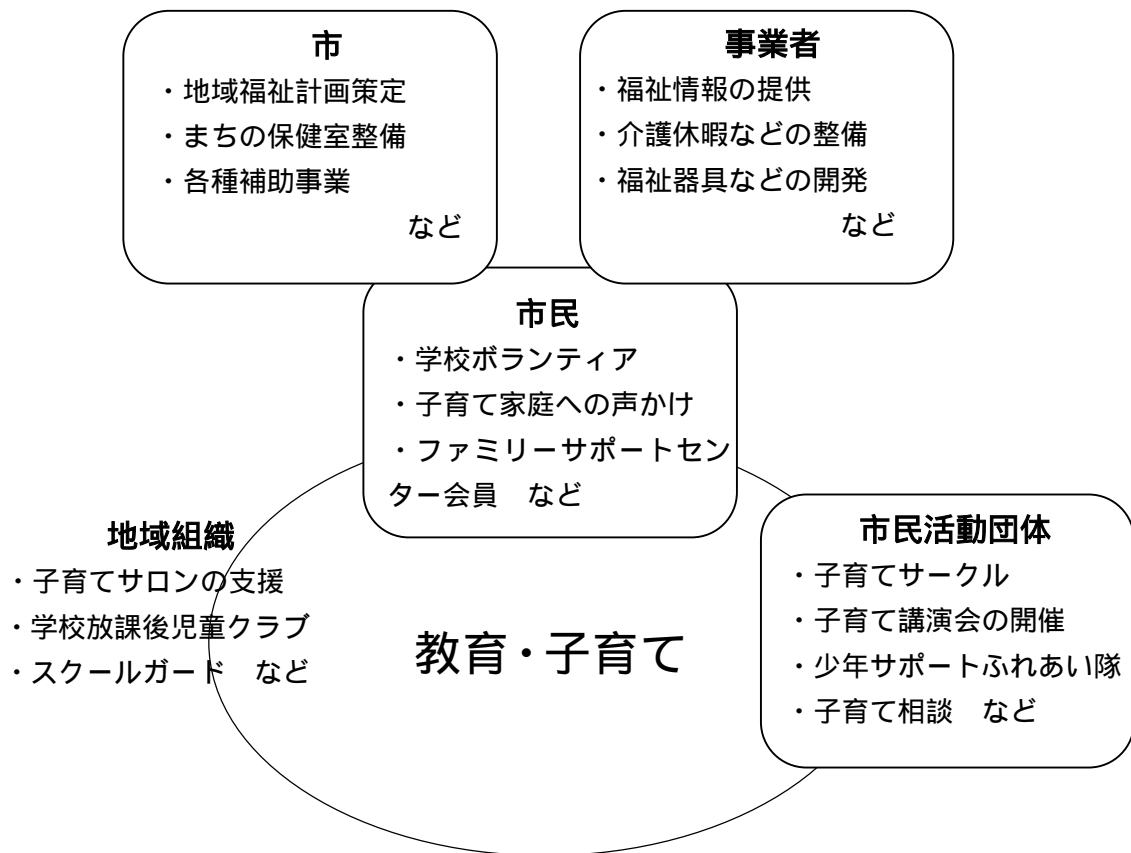
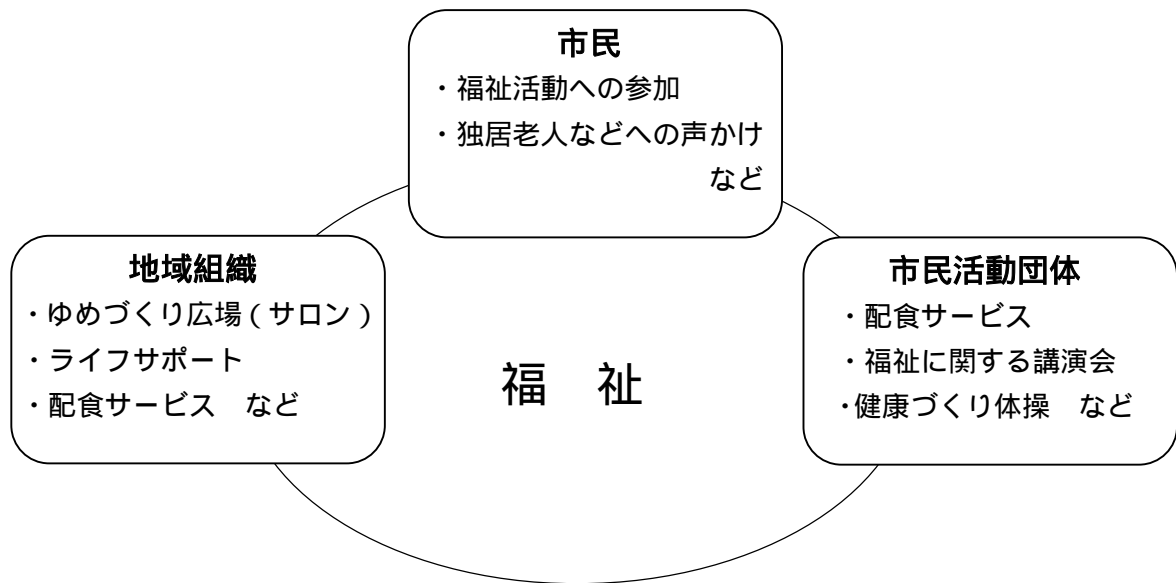
「新しい公」を進めて行くには、市の現状を踏まえ、市民と市が共に考え実践しながら、長期的な視野で、着実にステップアップしていく必要があります。

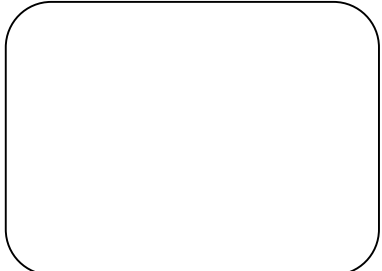
そこで、「新しい公」の取組みの普及・啓発や市民活動のあり方を継続的に検討し、評価を繰り返しながら、必要に応じて本指針の見直しを行い、「新しい公」を進めていくこととします。

7. 資料

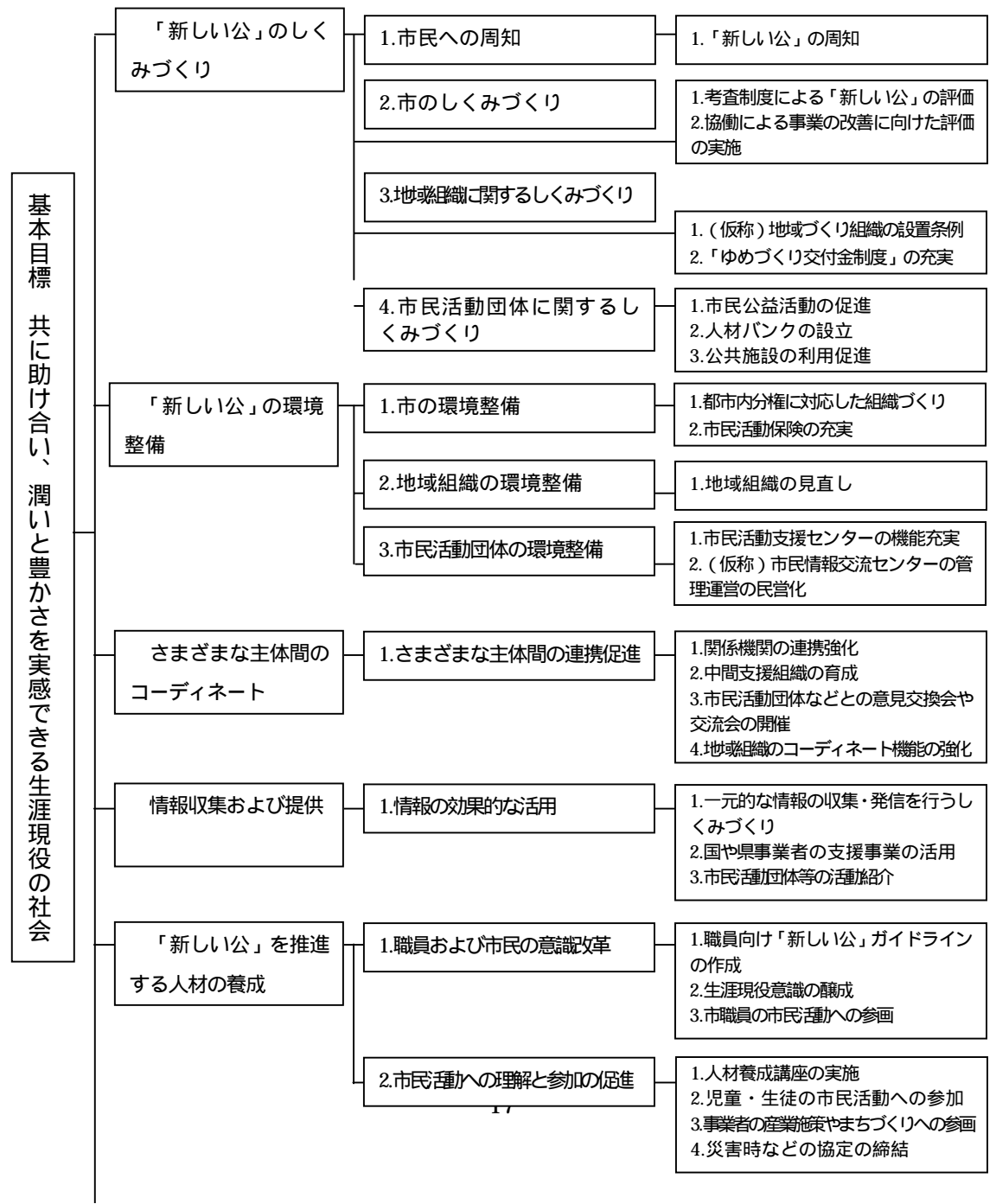
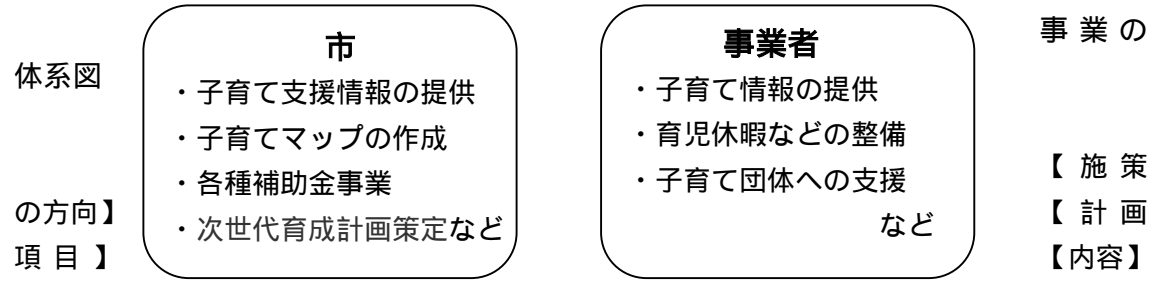
(1) さまざまな分野での「新しい公」のかたち(例)

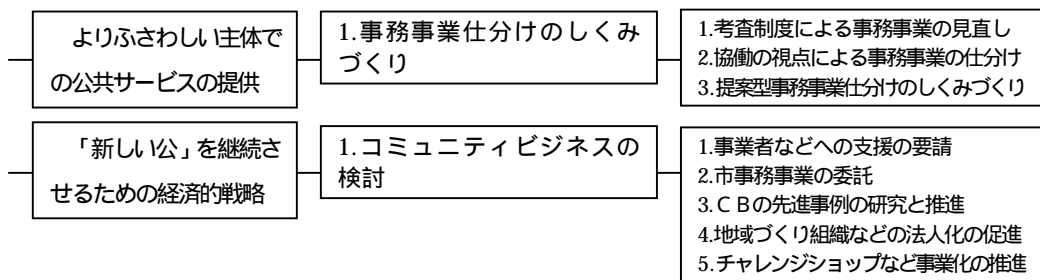






(2) 「新しい公」を進めるための当面の取り組み





基本計画事業

【「新しい公」の推進に関する施策の方向】

「新しい公」のしくみづくり

全庁的な共通認識の下で「新しい公」の主体との協働を進め、市民活動をより活発化させるためのしくみづくりを行うとともに「新しい公」に対する市民の理解を広げます。

計画項目	内容	担当室
1.市民への周知	1.市民への「新しい公」の周知 「新しい公」に対する市民の理解を広げ、市民活動に対する理解を得るため、広報紙やホームページ、出前トークなどにより積極的な周知活動を行います。	生活環境政策室
	2.市のしくみづくり	
2.市のしくみづくり	1.考査制度による「新しい公」の評価 効果的に「新しい公」の施策を進めるため、考査制度により「新しい公」に関する施策などの検証を行い、結果を広く市民に公開します。	行政改革推進室
	2.協働による事業の改善に向けた評価の実施 協働による事業について、全庁的に統一した評価基準を作成し、情報を共有することで事務事業評価と連携しながら事業の改善・見直しを図るしくみづくりを行います。	生活環境政策室
3.地域組織に関するしくみづくり	1.（仮称）地域づくり組織の設置に関する条例 地域組織活動の根拠条例となる「（仮称）地域づくり組織の設置に関する条例」を整備します。	まちづくり推進室
	2.「ゆめづくり交付金制度」の充実 ゆめづくり交付金制度をより地域課題に活用できるようしくみづくりを進めます。	まちづくり推進室
4.市民活動団体に関するしくみづくり	1.市民公益活動の促進 市民公益活動実践事業を、市からの委託事業や市民提案事業、新たに市民活動団体を育成するための支援メニューに見直します。	まちづくり推進室

	2.人材バンクの設立 能力や資格を持った市民と、地域組織や市民活動団体などを結びつける人材バンクを設立します。	まちづくり推進室
	3.公共施設などの利用促進 市民活動の拠点となる公共施設がより活用するよう、インターネットなどで空き室状況の確認や予約ができるなど市民にわかりやすい効果的な施設運営を行い利用の促進を図ります。また、市の遊休地などを地域組織や市民活動団体がさらに活用できるようにみづくりを行います。	

「新しい公」の環境整備

地域課題に対して、地域組織が自己決定・自己責任の下に主体的にまちづくりを進めることができるよう地域組織の機能を充実させます。また、市民活動団体の活動をサポートするための体制整備を行います。

計画項目	内容	担当室
1.市の環境整備	1.都市内分権に対応した組織づくり 地域課題解決のため地域の取り組みを側面から支援し、アドバイスと協力を通して地域づくりに参画できるよう市の組織づくりを行います。	行政改革推進室
	2.市民活動保険の充実 市民が安心して市民活動を行えるよう、市民活動保険の条件などの見直しを行い、さらなる充実を図ります。	まちづくり推進室
2.地域組織の環境整備	1.地域組織の見直し 地域組織の課題（区、自治会、地区区長会、地域づくり委員会などの地域組織の複雑化）を整理します。	まちづくり推進室
3.市民活動団体の環境整備	1.市民活動支援センターの機能充実 市民活動団体などの発展段階などに応じたきめ細やかな対応が行える機能を充実させます。	まちづくり推進室
	2.（仮称）市民情報交流センターの管理運営の民営化 民間のノウハウを生かして、市民活動団体のサポートを行うため、（仮称）市民情報交流センターの管理運営を民営化します。	まちづくり推進室

さまざまな主体間のコーディネート

地域組織や市民活動団体、事業者、市などが対等な関係のもと、協働により「新しい公」を推進していけるよう、それぞれの主体間のコーディネート機能の充実を図ります。

計画項目	内容	担当室
1.さまざまな主体間の連携促進	1.関係機関の連携強化 市民活動団体の支援を行う市民活動支援センター、ボランティアセンター、市それぞれの連携を進め、支援体制を強化します。	まちづくり推進室
	2.中間支援組織の育成 市民活動団体同士や、地域組織と市民活動団体、事業者、行政などとの協働をコーディネートすることができる中間支援組織の育成に努めます。	まちづくり推進室
	3.市民活動団体などとの意見交換会や交流会の開催 市民活動団体や地域組織同士または市との交流や定期的な意見交換会などを開催します。	生活環境政策室
	4.地域組織のコーディネート機能の強化 地域課題の解決に向けて、市民活動団体などが、それぞれの地域で活動しやすいよう、地域住民との調整などを行う地域組織の機能を強化します。	まちづくり推進室

情報収集および提供

地域組織や市民活動団体、事業者などと市が情報を共有しながら、「新しい公」を推進できるよう、それぞれの主体を結ぶことができる効果的な情報収集・提供に努めます。

計画項目	内容	担当室
1.情報の効果的な活用	1.一元的な情報の収集・発信を行う仕組みづくり 市民活動支援センターなどで、地域組織や市民活動団体などの情報を一元管理のもとコーディネートし、情報を必要とする主体に適切に提供します。	まちづくり推進室

	2.国や県、事業者の支援事業の情報提供 協働事業を進める上で、地域組織や市民活動団体が受けることができる、国や県の補助金や、事業者の支援事業などの情報を積極的に提供し、活用を促進します。	まちづくり推進室
	3.市民活動団体などの活動紹介 地域組織や市民活動団体が公共サービスの提供主体として市民から信頼を得るためや、団体の活動意欲を高めるため、団体の活動などを広報紙や市民活動支援センターのホームページを通じ紹介します。	生活環境政策室 まちづくり推進室

「新しい公」を推進する人材の養成

「新しい公」を推進するため、積極的に地域課題に取り組もうとする市民や現場感覚を持った職員の養成に努めます。また、市民活動をプロデュースしたり、調整したりすることができる人材の養成を行います。

計画項目	内容	担当室
1.職員および市民の意識改革	1.職員向け「新しい公」ガイドラインの作成 「まちづくりは市民と行政が協働で取り組む」、「市民と一緒に考えて考える」という意識を全職員が持ち、多様な主体との協働事業や委託事業がスムーズに進むよう、協働の視点などの観点を盛り込んだガイドラインを作成します。	生活環境政策室
	2.生涯現役意識の醸成 団塊の世代を中心とした「専門性」や「経験」を持つ人材に対して、市民活動への理解を深めることで、その能力を地域社会で生かしてもらうための意識改革に努めます。また、ふるさとづくりゼミナールなどで、市民活動への意識を醸成します。	生涯学習室
	3.市職員の市民活動への参画 市職員の地域活動や市民活動への積極的な参画を促進します。	生活環境政策室
2.市民活動への理解と参加の促進	1.人材養成講座の実施 「新しい公」に対する理解を深めるためセミナーやワークショップなどを開催します。また、市民活動のリーダーや、コーディネーターを行える人材を養成するための講習会などを開催します。	生活環境政策室
	2.児童・生徒の市民活動への参加 次世代を担う児童、生徒が市民活動を通じて社会参加の重要性を理解できるよう、職場体験などの機会づくりをおこないます。	学校教育室

	3.事業者の産業施策やまちづくりへの参画	契約検査室
	事業者の社会的活動を推進するため、参画事業者を広報紙などで紹介します。また、市入札制度への社会貢献の要件などの追加を検討します。	まちづくり推進室
	4.災害時などの協定の締結	危機管理室
	事業者から、災害時などに物資や人材などの提供が受けられるよう協定を結びます。	

よりふさわしい主体での公共サービスの提供

地域組織や市民活動団体が担える事業と引き続き行政が行わなければならない事業を整理し、よりふさわしい主体で公共サービスが提供できるようしくみを整備します。また、地域組織や市民活動団体などからの提案を受けての委託についても推進していきます。

計画項目	内容	担当室
1.事務事業仕分けのしくみづくり	1. 考査制度による市の事務事業の見直し	行政改革推進室
	考査制度により「市が責任を持って行う公共サービスは何か」、「費用」対「効果」などの側面から、市の主要な事務事業の改善・見直しを行います。	
	2. 協働の視点による事務事業の仕分け	生活環境政策室
	地域組織や市民活動団体と協働により事業を行うときは、それぞれに協働の視点から役割と責任分担を明確化します。 また、全庁的な統一を図るためにガイドラインを作成します。	
3. 提案型事務事業仕分けのしくみづくり	生活環境政策室	
地域組織や市民活動団体などからの提案を受けての事務事業仕分けの審議や実施について、その方法などを検討します。		

【「新しい公」を継続させるための経済的戦略】

「新しい公」を継続させるための経済的戦略

地域組織や市民活動団体などが安定・継続して公共サービスを担うことができるようコミュニティビジネスを推進します。

計画項目	内容	担当室
1.コミュニティビジネスの検討	1.市内事業者などへの市民活動に対する支援の要請	生活環境政策室
	市内事業者に対し、市民活動への理解と支援を求めていきます。スポンサー制度の設立を検討します。	
	2.市事務事業の委託	生活環境政策室
	地域組織や市民活動団体へ市の事務事業の積極的な委託を行い、その中で、活動に対する財源を得ることができるようしくみづくりを行います。	
	3.コミュニティビジネスの先進事例の研究と推進	生活環境政策室 商工観光室
	他市のコミュニティビジネスの先進事例などを研究し、当市に適した活動を地域組織や市民活動団体などに紹介し、コミュニティビジネスの推進を図ります。	
	4.地域づくり組織などの法人化の促進	まちづくり推進室
	地域組織や市民活動団体などがコミュニティビジネスをより効果的に行えるよう法人化するためのサポートを行います。	
	5.チャレンジショップなどの事業化の推進	商工観光室
コミュニティビジネスの機会を積極的に提供するため、チャレンジショップなどの利用を促進します。		

